

## マゼンタリボン運動 支部規程

### 第1条（目的）

この規程は、摂食障害の理解をすすめる「マゼンタリボン運動」を円滑かつ効果的に推進するため、支部に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（支部の設置）

支部を設置しようとする者は、別に定める支部設置申請書をマゼンタリボン運動本部に提出し、その認可を得なければならない。

### 第3条（支部の範囲等）

支部は、原則として都道府県単位で設置する。なお、同一地域内での複数の設置を妨げない。

2 支部の名称は「マゼンタリボン運動（都道府県名）支部（支部希望者が定める任意の名称）」とする。例：「マゼンタリボン運動愛媛支部 ひまわりの会」「マゼンタリボン運動愛媛支部 ○○病院」「マゼンタリボン運動愛媛支部（個人名）」等

3 前項の任意の名称は、すでに他の支部として使用されている名称、自らがその名前を使用する権利を有さない名称（他人、他団体の名称等）及び公序良俗その他社会的常識に反する名称を使用することはできない。

### 第4条（本部との関係）

支部は、本規程に定める事項以外については、運営、会計、財産、その他の権利義務に関する事項は、マゼンタリボン運動本部から独立して行うこととする。

### 第5条（支部の代表）

支部には代表者1名を置き、マゼンタリボン運動本部と必要な連絡を行う。

### 第6条（遵守事項）

支部は、以下に定める事項を遵守しなければならない。

- ① マゼンタリボン運動の主旨に反する活動を行わないこと。
- ② マゼンタリボン運動を宗教、政治、営利活動、選挙活動に利用しないこと。
- ③ マゼンタリボン運動の実施に際し、法令及び公衆道徳を尊重すること。
- ④ 反社会的勢力と取引、連携、交際しまた自らが反社会的行為を行わないこと。
- ⑤ 他の支部または協力団体等を尊重し、誹謗、中傷を行わないこと。

#### 第7条（本部より付与される権限）

支部は、本部より以下の権限を付与される。

- ① 「マゼンタリボン運動」の名称及びマークの使用（商用利用を除く。）
- ② マゼンタリボン運動本部が提供するグッズ類の頒布権
- ③ マゼンタリボン運動本部が作成した広報媒体の無償使用
- ④ マゼンタリボン運動本部が行う各種イベントの優待

#### 第8条（グッズの頒布）

支部は、別に定めるマゼンタリボン運動グッズ頒布規則に従い、グッズの頒布を行うことができる。

#### 第9条（登録内容の変更）

支部は、支部設置申請書の内容に変更があったときには、変更届をマゼンタリボン運動本部に提出しなければならない。

#### 第10条（支部の廃止）

支部は、支部廃止届出書をマゼンタリボン運動本部に提出し、必要な事務を行うことで支部を廃止することができる。

2 マゼンタリボン運動本部は、第6条に定める遵守事項に違反する支部があるときは、その支部に対し是正を指示し、それが改まらないときには、その支部を廃止することができる。

#### 第11条（免責）

マゼンタリボン運動本部は、支部が自らの過失等により生じさせた第三者に対する損害について、その責任を負わない。

#### 第12条（規程の改廃）

この規程の改廃は、マゼンタリボン運動本部が行う。

#### 附則

この規程は、令和元年5月1日より施行する。

## マゼンタリボン運動 支部設置申請書

マゼンタリボン運動本部 宛

マゼンタリボン運動の支部を設置したく、必要な事項を記載し申請します。

年 月 日

希望する設置都道府県	
希望する支部名	
設置団体名 (個人の場合は「個人」)	
代表者名	か な
所在地	〒
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
日頃の活動概要	
事務担当者名	か な
口座情報	金融機関名 窓口店舗名 口座番号 普通/当座 名 義

### 【添付書類】

団体の場合、定款・規約、パンフレット、活動報告等、活動状況がわかるものがありましたら添付してください。

## マゼンタリボン運動 支部廃止届出書

マゼンタリボン運動本部 宛

マゼンタリボン運動の支部を廃止しますので、必要な事項を届け出ます。

年 月 日

支部名	
設置団体名 (個人の場合は個人名)	
代表者名	か な
廃止日	年 月 日
廃止の理由	

### 【廃止の際に必要な事務について】

1. 本廃止届出書をご提出ください。
2. 支部ホームページ等（SNS含む）がある場合は、閉鎖してください。
3. 実施団体のホームページ等に支部であることの記載がある場合は、削除してください。

